新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の改正について(案)

1 条例改正の理由 個人情報の保護に関する法律及び新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、新潟市個人情報保護条例が廃止されることにより、関係する条例において規定の修正等を行うもの
 2 条例(改正)の概要 (1)新潟市附属機関設置条例[第1条]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
イ 公文書公開等審査会:情報公開、個人情報開示、特定歴史公文書利用及び死者情報開示の各決定に不服があった場合の審査請求について、実施機関及び議会からの諮問に応じ審査
(2) 新潟市情報公開条例〔第2条〕・・・・・・・・・・・P 4 情報公開請求における決定期限の規定を個人情報の保護に関する法律施行条例に合わせる規定の整理
(3) 新潟市公文書管理条例 [第5条]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6 中定歴史公文書の情報公開請求における決定期限の規定を、個人情報の保護に関する法律施行条例と同様の規定とし、また、死者情報を対象とする規定の整理
施行期日:和5年4月1日

1

※第3条(新潟市自治基本条例)、第4条(新潟市債権管理条例)

1 新潟市附属機関設置条例(昭和35年条例第39号)新旧対照表 【令和5年4月1日施行】

改正後(案)					現行			
第1条~第4条 (略)					1 条~第 4 条	(略)		
別表(第2条、第3条関係)					表(第2条、	第3条関係)		
	附属機関	名称	所掌事務		附属機関	名称	所掌事務	
	の属する				の属する			
	執行機関				執行機関			
	市長	(略)			市長	(略)		
		新潟市情	1 市長の諮問に応じ、 <u>情報公開制度及</u>			新潟市情	1 市長の諮問に応じ、 <u>情報公開制度、</u>	
		報公開·	<u>び公文書管理制度</u> に関して必要な事項			報公開・	個人情報保護制度及び公文書管理制度	
		個人情報	を調査審議すること。			個人情報	に関して必要な事項を調査審議するこ	
		保護・公				保護・公	と。	
		文書管理	2 前項の諮問に関連する事項に関して			文書管理	2 前項の諮問に関連する事項に関して	
		審議会	必要に応じ、市長に建議すること。			審議会	必要に応じ、市長に建議すること。	
			3 新潟市情報公開条例(昭和61年新潟				3 新潟市情報公開条例(昭和61年新潟	
			市条例第43号。以下「公開条例」とい				市条例第43号。以下「公開条例」とい	
			う。) <u>及び</u> 新潟市公文書管理条例(令				う。) <u>、新潟市個人情報保護条例(平</u>	
			和3年新潟市条例第3号。以下「公文				成13年新潟市条例第4号。以下「保護	
			書条例」という。) の規定に基づき、				条例」という。)及び新潟市公文書管	
			実施機関に意見を述べること。				理条例(令和3年新潟市条例第3号。	
			3の2 新潟市個人情報の保護に関する				以下「公文書条例」という。)の規定	
			法律施行条例(令和5年新潟市条例第				に基づき、実施機関に意見を述べるこ	
			_ 号)第12条の規定による諮問に応				と。	

	じ、調査審議すること。
	4 (略)
新潟市公	1 (略)
文書公開	2 個人情報の保護に関する法律(平成
等審査会	15年法律第57号)第105条第3項にお
	いて準用する同条第1項の規定による
	<u>諮問に応じ、</u> 審査請求に関して必要な
	事項を審査すること。
	2の2 新潟市死者情報の開示に関する
	条例(令和5年新潟市条例第 号)第
	14条第1項の規定による諮問に応じ、
	審査請求に関して必要な事項を審査す
	<u>ること。</u>
	3 (略)
(略)	

	4 (略)
新潟市公	1 (略)
文書公開	2 保護条例第2条第3号に規定する実
等審査会	施機関 <u>の諮問</u> に応じ、保護条例第27条
	に規定する審査請求に関して必要な事
	項を審査すること。
	3 (略)
(略)	. 87

2 新潟市情報公開条例(昭和61年条例第43号)新旧対照表 【令和5年4月1日施行】

により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第

改正後 (案) 現行 第1条~第5条 (略) 第1条~第5条 (略) (実施機関の公開義務) (実施機関の公開義務) 第6条 第1号~第2号 第6条 第1号~第2号 (略) (2)の2 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60 条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する 行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号 において「行政機関等匿名加工情報」という。) 又は行政機関等匿名 加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削 除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2 項に規定する個人識別符号 (公開請求に対する決定等) (公開請求に対する決定等) 第9条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日 | 第9条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日 から14日以内に、当該公開請求に係る行政文書を公開するかどうかの決 から起算して15日以内に、当該公開請求に係る行政文書を公開するかど うかの決定(以下「公開決定等」という。)をしなければならない。た 定(以下「公開決定等」という。)をしなければならない。ただし、第 だし、第8条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補 8条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要し た日数は、当該期間に算入しない。 正に要した日数は、当該期間に算入しない。 $2 \sim 4$ (略) $2\sim4$ (略) (公開決定等の期限の特例) (公開決定等の期限の特例) 第9条の2 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求 第9条の2 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求 があつた日から44日以内にそのすべてについて公開決定等をすること があつた日から起算して45日以内にそのすべてについて公開決定等を

することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に

1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政 文書のうちの相当の部分につき<u>当該期間</u>内に公開決定等をし、残りの部 分の行政文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。こ の場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請 求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの部分の行政文書について公開決定等をする期限
- 2 (略)

第10条~ (略)

は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき45日以内に公開決定等をし、残りの部分の行政文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの部分の行政文書について公開決定等をする期限
- 2 (略)

第10条~ (略)

3 新潟市公文書管理条例(令和3年条例第3号)新旧対照表 【令和5年4月1日施行】

改正後 (案) 改正前 第1条~第9条 第1条~第9条 (略) (略) (特定歴史公文書の保存等) (特定歴史公文書の保存等) 第10条 (略) 第10条 (略) (略) (略) 3 市長は、特定歴史公文書に個人情報の保護に関する法律(平成15年法 3 市長は、特定歴史公文書に個人情報(新潟市個人情報保護条例(平成 律第57号) 第2条第1項に規定する個人情報及び新潟市死者情報に関す 13年新潟市条例第4号。以下「個人情報保護条例」という。) 第2条第 る条例(令和5年条例第 号。以下「死者情報開示条例」という。)第 1号の規定する個人情報をいう。) が記録されている場合には、当該個 2条第2号に規定する死者情報が記録されている場合には、当該個人情 人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。 報及び死者情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければな らない。 (略) (略) 4 第11条 (略) 第11条 (略) 第12条 市長は、利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、こ 第12条 市長は、利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、こ れを利用させなければならない。 れを利用させなければならない。 (1) 当該特定歴史公文書が実施機関から移管されたものであって、当 (1) 当該特定歴史公文書が実施機関から移管されたものであって、当 該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合 該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合 ア 情報公開条例第6条第1号に掲げる情報 ア 情報公開条例第6条第1号に掲げる情報 イ 情報公開条例第6条第2号に掲げる情報 イ 情報公開条例第6条第2号に掲げる情報 ウ 情報公開条例第6条第2号の2に掲げる情報 エ 情報公開条例第6条第3号に掲げる情報 ウ 情報公開条例第6条第3号に掲げる情報 オ 情報公開条例第6条第4号に掲げる情報 エ 情報公開条例第6条第4号に掲げる情報

カ 情報公開条例第6条第6号ア又は才に掲げる情報

 $(2) \cdot (3)$ (略)

- (略)
- 3 市長は、第1項第1号及び第2号に掲げる場合であっても、当該特定 歴史公文書が、同項第1号アからカまでに掲げる情報又は同項第2号の 条件に係る情報が記録されている部分とその他の部分からなる場合に おいて、これらの部分を容易に、かつ、利用請求の趣旨を失わない程度 に合理的に分離できるときは、利用請求者に対し、その他の部分に記録 された情報を利用させなければならない。

(利用請求に対する決定等)

第13条 市長は、利用請求があったときは、第19条の規定により一般の利 用に供するものを除き、当該利用請求があった日から14日以内に、当該 利用請求に係る特定歴史公文書を利用させるかどうかの決定(以下「利 用決定等」という。)をしなければならない。ただし、第11条第2項の 規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当 該期間に算入しない。

 $2 \sim 4$ (略)

5 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、利 5 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、利 用請求があった日から44日以内にその全てについて利用決定等をする ことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第 1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書のう ちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの部分につい ては相当の期間内に利用決定等をすることができる。この場合におい

オ 情報公開条例第6条第6号ア又は才に掲げる情報

 $(2) \cdot (3)$ (略)

- (略) 2
- 3 市長は、第1項第1号及び第2号に掲げる場合であっても、当該特定 歴史公文書が、同項第1号アからオまでに掲げる情報又は同項第2号の 条件に係る情報が記録されている部分とその他の部分からなる場合に おいて、これらの部分を容易に、かつ、利用請求の趣旨を失わない程度 に合理的に分離できるときは、利用請求者に対し、その他の部分に記録 された情報を利用させなければならない。

(利用請求に対する決定等)

第13条 市長は、利用請求があったときは、第19条の規定により一般の利 用に供するものを除き、当該利用請求があった日から起算して15日以内 に、当該利用請求に係る特定歴史公文書を利用させるかどうかの決定 (以下「利用決定等」という。)をしなければならない。ただし、第11 条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した 日数は、当該期間に算入しない。

 $2 \sim 4$ (略)

用請求があった日から起算して45日以内にその全てについて利用決定 等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場 合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史 公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの 部分については相当の期間内に利用決定等をすることができる。この場 て、市長は、第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げ る事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの部分の特定歴史公文書について利用決定等をする期限 (本人情報等の取扱い)
- 第14条 市長は、第12条第1項第1号イの規定にかかわらず、同号イに掲 げる情報により識別される特定の個人(以下この項において「本人」と いう。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用 請求があった場合において、規則で定める本人であることを示す書類の 提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害す るおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書 につき同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させ なければならない。
- 2 市長は、第12条第1項第1号イに掲げる情報であって、死者に関する 情報が記載されている特定歴史公文書について、次に掲げる者から利用 請求があった場合に、規則で定める書類の提示又は提出があったとき は、前項の規定により利用させなければならない。
 - (1) 死者情報開示条例第3条各号に掲げる者
 - (2) 審議会の意見を聴いた上で市長が適当であると認める者 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

(略) 第15条

- (略)
- 3 市長は、特定歴史公文書であって第12条第1項第1号オに該当するも│3 市長は、特定歴史公文書であって第12条第1項第1号エに該当するも

合において、市長は、第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、 次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの部分の特定歴史公文書について利用決定等をする期限 (本人情報の取扱い)
- 第14条 市長は、第12条第1項第1号イの規定にかかわらず、同号イに掲 げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」と いう。) から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用 請求があった場合において、規則で定める本人であることを示す書類の 提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害す るおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書 につき同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させ なければならない。
- 2 市長は、死者を本人とする第12条第1項第1号イに掲げる情報が記載 されている特定歴史公文書について、次に掲げる者から利用請求があっ た場合に、規則で定める書類の提示又は提出があったときは、前項の規 定により利用させなければならない。
 - (1) 個人情報保護条例第13条第3項各号に掲げる者
- (2) 審議会の意見を聴いた上で市長が適当であると認める者 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 (略)

- (略)

のとして第8条第6項の規定により意見を付されたものを利用させる 旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書を移管した 実施機関に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

第16条~ (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(新潟市公文書管理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に第5条の規定による改正前の新潟市公文書 管理条例第14条第2項の規定による請求がされた場合における同条 に規定する情報の取扱いについては、なお従前の例による。 のとして第8条第6項の規定により意見を付されたものを利用させる 旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書を移管した 実施機関に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

第16条~ (略)